

2014年度B日程入試 憲法

【出題趣旨】

非嫡出子の法定相続分規定については、1995年の最高裁合憲決定（最高決同年7月5日）において10対5で意見が分かれたが、その後の小法廷判決でも意見が分かれ議論が続いてきた。本問は、この民法の規定をめぐる事例を素材にして、この規定を合憲とする立場と違憲とする立場の双方からの論理構成を求めることによって、憲法の法の下での平等の意味や、合憲性判断の枠組みと基準についての基本理解を問うものである。なお、同規定については、本入試直前の9月4日に最高裁14人の裁判官の全員一致で、これを違憲とする判断が示された。

問題は、①これを合憲とする場合の主張と、②違憲とする場合の主張を分けて解答を求めている。①については、一夫一婦の法律婚の採用の結果、嫡出子・非嫡出子の区別・差異が生じることはやむをえないこと、相続制度が立法裁量に委ねられること、法定相続は無遺言の場合の補充的な規定にすぎないこと、本件規定は、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整をはかったものであることを理由として合憲判断を下した上記決定の理解が重要である。②については、同決定における5裁判官の反対意見や、この少数意見で用いられ、その後最高裁の多数意見となった（最大判2008(H20).6.4国籍法3条違憲判決）「自らの意思や努力によっては変えることのできない」非嫡出という地位による差別という認識が重要である。（また、上記9月4日の決定でも、家族形態と国民意識の変化、国際的潮流を踏まえ、「子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許され」ないことが違憲判断を導く決め手となっている。）

【採点講評】

- ・既修であれば当然であるが、憲法が定める法的平等についての基礎的な理解はほぼなされてきたといえよう。少数ではあるが、相対的平等と実質的平等の混同や、相対的平等における「合理性」の厳格度の理解についての不十分さが目立つ答案もあったが。
- ・しかし、平等について的一般論をくどくどと述べることに時間・スペースを割いた答案、目的・手段審査という形式だけにとらわれて内容のない薄っぺらい抽象的な解答しかかけない答案が相当数あった。
- ・本問は簡単な事例問題であるが、事例に則して説得的に論理を展開している答案は思いのほか少なかった。
- ・また、本問は、合憲論と違憲論に分けて論理を展開することを求めているが、それぞれの立場に立って論理を明確に展開できている答案は多くはなかった。非嫡出子、あるいはその法定相続分の問題は、憲法学では長期にわたって議論が重ねられ、また直前には最高裁で違憲の判断もなされていることを考えれば意外なことであった。
- ・総じて、受験者の勉強不足、あるいは予備校的な硬直的・形式的思考の蔓延が危惧され、また、具体的・柔軟な思考力が十分でないと思われる答案が多く見られたことは残念であった。